

よくある質問と回答

【よくある質問について】

掲載している質問と回答は、令和8年8月7日時点のものです。
今後も制度を実施する中で、必要に応じ追加となる場合があります。

(1) 制度に関すること

よくある質問（制度に関すること）

No.	ご質問	ご回答
1	ポイントの利用可能店舗はどのように選定するのか	利用可能店舗は、市内で営業している店舗のうち、制度への参加を希望する店舗で、申し込みのあった店舗から、一定の条件、例えば風営法第2条第5項に該当する営業形態である場合や暴力団が関係している場合など、公序良俗に反する店舗を除いて選定します。
2	「いぐすペイ」という名称の由来や意味は何か	仙台弁で「行くぞ!」や「行こうぜ!」といった意味である「いぐすぺ!」と、ポイントで支払いをできることから、英語の「ペイ(pay)」を掛け合わせた造語です。
3	生活保護受給者がポイントを獲得した場合、収入認定されるのか(収入とみなされるのか)	収入認定はされません(収入とはみなされません)
4	この制度の目的は何か	少子高齢化の進展による老人クラブなど様々な地域活動の担い手不足や医療・介護需要増加への対応として、ポイント付与による動機づけを行うことで、高齢者の社会参加を促進し、地域活動等の持続性を確保するとともに、介護・フレイル予防活動を促進し、高齢者の日常生活機能の維持・向上をはかるものです。これにより、市民の皆様は、人生100年時代をできるだけ長く、生き生きと、地域でご活躍いただけるきっかけになれば幸いです。

よくある質問（制度に関すること）

No.	ご質問	ご回答
5	一度参加したあと、辞退することはできるか	可能です。 辞退される場合は、いぐすペイコールセンターまでお電話いただき、辞退の旨をお知らせください。
6	ポイント付与の対象者を「65歳以上」に限定するのはなぜか	本制度は、介護保険制度に基づき、65歳以上の高齢者の健康寿命の延伸などを目的とする厚生労働省の地域支援事業交付金を活用した事業となっているため、このような制限を設けております。
7	何月何日現在、仙台市に住民登録がある市民が対象なのか	アプリダウンロード時点で仙台市民であることが必要です。なお、ダウンロード後に市外へ転出した場合は、その後の活動及びポイントの利用は対象外となります
8	65歳かどうか、仙台市民かどうかはどのように確認するのか	ご登録いただく介護保険被保険者証番号により確認します。

よくある質問（制度に関すること）

No.	ご質問	ご回答
9	団体に所属しない人は対象にならないのか	団体に所属しない方も対象となります。 例えば、「老人クラブが主催する、会員に限定しない地域の清掃活動に個人で参加」、「特別養護老人ホームが募集する傾聴ボランティアに応募」、「地域包括支援センターの介護予防教室に参加」、「介護予防月間のイベント(講演会聴講等)に参加」などでもポイントは付与されます
10	住所地特例(他の自治体から直接有料老人ホームなどの対象施設に直接転居した方で、住所は仙台市だが介護保険の保険者は前の市町村であり、介護保険被保険者証番号なども前の市町村の番号となる)の方は対象か。介護保険被保険者証番号の入力はどうすればよいのか。	対象になります。 お申込み後の審査にて、必要事項を確認後、審査通過となれば、住所地特例の方専用の番号を附番いたします。 お申込みに迷う際は、いぐすペイコールセンターまでご連絡をお願いいたします。
11	65歳未満の人が参加している活動は対象にならないのか	65歳未満の人が参加している活動も対象となりますが、ポイント付与の対象となるのは65歳以上の方のみに限定されます。(アプリに介護保険被保険者証番号を登録してもらうため、識別は可能です)

よくある質問（制度に関すること）

No.	ご質問	ご回答
12	不正利用はどのように防ぐのか	アプリインストール時の登録項目に介護保険被保険者証番号の入力を必須とすることで65歳未満の市民や市民でない方の登録を防ぐとともに、説明会や説明資料などにより「定期的にポイントの付与状況の確認を行い、一定の基準により団体や参加者へ確認し、ポイントの付与を取り消す、使用済みの場合には返金していただくこともある」ことを説明するなど、不正利用の未然防止に向けた対応を行っております。
13	ポイントの不正取得を防ぐ仕組みは	ポイントの不正取得を防ぐため、ポイントの付与状況を事務局でモニタリングし、疑義がある場合には直接参加団体や利用者に確認するとともに、活動記録をご提出いただき、事務局で照合いたします。 参加団体には、一定の活動記録をつけていただき、疑義がある場合には活動記録をご提出いただくことで確認を行います。
14	1日あたりの付与上限などはあるのか	同じ団体・施設での活動は1日1回ですが、1日にポイント付与の対象となる活動を複数個所で行った際は、それぞれの活動でポイントが付与されますので、1日当たりの付与上限はありません。
15	ポイントは所得税法上の取り扱いはどうなるのか	雑所得になります。（ポイントを使用した日の属する年の収入となります。）

よくある質問（制度に関すること）

No.	ご質問	ご回答
16	ポイントの有効期限はあるか	原則、対象年度の年度末(3月末)まで、ポイントの付与はその1か月前(2月末)までとなります。ただし、有効期限を延長する可能性がありますので、ホームページなどでご確認をお願いいたします。
17	なぜ「団体運営の担い手」と「参加者」のポイントに差があるのか	自身の健康のためにご活動いただくことも、本事業の趣旨に合致するものではありますが、加えて、地域のためにご活動いただくことや、ほかの方に活動の場を提供することは、社会の持続性を確保するとともに、自身のための日々の活動に比べ、労力がかかることなども踏まえて、ポイント数を設定しております。
18	累積獲得ポイントはどこで見られるのか	<アプリの方> アプリ内の「アカウント」→「取引履歴」にてご確認いただけます。 <スタンプカードはがきの方> スタンプカードはがきにてご確認いただけます。なお、ポイントが貯まり事務局へご郵送いただくとスタンプカード箇所はお返しができませんのでご注意ください。スタンプカードはがきが2枚目以降で、これまでの累積獲得ポイントを確認したい場合は、コールセンターまでご連絡ください、

よくある質問（制度に関すること）

No.	ご質問	ご回答
19	ポイント付与の対象となる活動に参加してけがなどをした場合、補償はあるか	介護予防自主グループやフレイルサポーターによるチェックなど、仙台市の事業として実施されるものに参加された際は、一定の要件のもと補償されます。それ以外の活動に関しては、活動の主体となる団体にご確認ください。
20	予算の上限に到達したらどうなるのか 参加者にはどのように知らせるのか	予算の上限に到達した場合、そこでポイント付与は終了となります。参加者には、ホームページへの掲載及びアプリへのプッシュ通知にてお知らせします。

(2) 制度に参加される 活動団体の皆様へ

よくある質問（制度に参加される活動団体の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
1	活動報告書を提出する必要があるか	アクティブシニア・ボランティアポイント制度に関し、仙台市地域包括ケア推進課やいぐすペイ事務局へ提出する報告書はございません。
2	1つの町内会で、複数のサロン活動を行っている場合などもあるが、ポイント付与行為やポイント付与セットの管理は、団体の代表者が行わないといけないのか	必ずしも代表者が行う必要はございません。付与セットの管理やポイント付与については、代理の方にご対応いただいても構いません。
3	町内会の中にいくつも班があるが、二次元コードは1枚しかもらえないのか	原則として1団体に1つの二次元コードの配布となります。 なお、「団体運営の担い手」に係るポイント付与の対象となる団体については、300ポイント及び150ポイントの2種類が配布されますが、それぞれ1枚ずつのお渡しとなります。

よくある質問（制度に関すること）

No.	ご質問	ご回答
4	活動団体として、ポイント付与履歴（誰に、何の活動で、いつ）を管理したい場合、ウェブ上でポイントの付与状況などを確認できるものはあるのか	ポイント付与履歴について市民の方向けの管理システム等はありません。団体としての総付与ポイント等を確認されたい場合は、コールセンターまでご連絡ください。
5	同一人物が3つの会の会長を兼ねている。団体が違う時はそれぞれ申請が必要か	団体が異なる場合は必要です。会長が同じ場合であっても、お手数ですが、団体ごとにご申請をお願いいたします。
6	個人が複数人分のポイントをまとめてもらうことはできるか	できません。ポイントはお一人お一人が獲得・使用するものになります。
7	300ポイント（団体運営の担い手）と150ポイント（一般参加）は、どのように分けてポイントを付与すればよいか	300ポイント用の二次元コード、150ポイント用の二次元コードの2種類を配布いたしますので、それぞれ使い分けていただきますようお願いいたします。

よくある質問（制度に参加される活動団体の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
8	毎日ラジオ体操をする場合、毎日付与してもいいのか	毎日付与していただいてもかまいません。ただし、年間のポイント付与上限は5,000ポイントとなります。
9	連合町内会が本制度に不参加で、連合町内会のイベントに単位町内会で参加した場合、単位町内会として付与していいのか	単位町内会として付与していただいてもかまいません。ただし、制度に参加している団体と参加していない団体との間で、ポイント付与の可否が異なることとなりますので、あらかじめご了承ください。
10	1日1回しか同じ二次元コードは読み込めないとのことだが、共催の場合はどうなるのか	複数の団体が共催で活動する場合は、代表する1団体の二次元コードを読み取り、ポイントを付与していただくようお願いします。1つの活動につきポイント付与は1回となりますので、それぞれの二次元コードを読み取って複数回ポイントを獲得することのないよう、取扱にご留意ください。

よくある質問（制度に参加される活動団体の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
11	役員や班長に対しては、年間を通して役員報酬を支給しているが、その場合は「無償の活動」とみなされず、役員はポイントを獲得できないのか	役員や班長等に対する報酬が、主として町内会の運営に係る役員等の職務に対して支給されており、地域清掃や防犯活動、各種行事など、個別のイベントや活動を行うごとに支給されるものではない場合は、役員等がイベントや活動を行った場合にポイントを付与していただいて構いません。
12	ボランティアや介護・フレイル予防活動をしたいと思ったら、ポイントもらえる活動をどのように探せばよいのか	ポイント付与を行っている団体や活動については、専用ホームページに掲載しています。活動の種類や住所、団体名などのフリーワードによる検索が可能です。 アプリご利用の方は、トップ画面(ポイント数が表示されている画面)上部バナーより専用ホームページへ遷移することができます
13	老人クラブの社会奉仕活動のうち、「一人暮らし高齢者への声掛け」など、会員が時間の空いた時に電話をしたり訪問したりしているような活動は、どのようにポイントを付与するのか	代表者が報告を受けるなどして実績確認ができた場合は、ポイント付与の対象となります。 ただし、1日に複数件の電話や訪問を行った場合でも、ポイントは1日につき1回分(150ポイント)の付与となります。

よくある質問（制度に参加される活動団体の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
14	民生委員児童委員の活動が対象にならないのはなぜか	民生委員・児童委員は、民生委員法等に基づき厚生労働省から委嘱を受けた「特別職の地方公務員」であり、法令に基づく職務を行うこととなることから「無償のボランティア活動」とは区別すべきものと考えておりますが、民生委員・児童委員の職務としての活動（会議・研修等、相談・支援、見守り活動等）ではなく、個人としてのボランティア活動であれば、対象となります。
15	有償の奉仕活動も対象になるのか	「無償」の奉仕活動のみが対象です。 ただし、交通費や昼食代など実費程度のみ支弁される場合は「無償」の扱いとなります。
16	連合町内会として実施する活動もポイント付与の対象となるのか	連合町内会が主催する活動も対象となります。連合町内会が参加者にポイントを付与する場合は、連合町内会として参加団体の登録を行っている必要があります。なお、連合町内会に加入している単位町内会が参加団体の登録を行っている場合であっても、当日に同じ活動でポイント付与ができるのは、いずれか一方からのみとなります。

よくある質問（制度に参加される活動団体の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
17	団体に所属していない人はポイント付与の対象にならないのか	団体に所属していない方でも、活動に参加される場合は「一般参加」として対象となります。
18	連合町内会として実施する活動もポイント付与の対象となるのか	連合町内会が主催する活動も対象となります。連合町内会が参加者にポイントを付与する場合は、連合町内会として参加団体の登録を行っている必要があります。なお、連合町内会に加入している単位町内会が参加団体の登録を行っている場合であっても、当日に同じ活動でポイント付与ができるのは、いずれか一方からのみとなります。
19	福祉委員、地域福祉活動推進員、民生委員協力員の活動はポイント付与の対象になるか	無償での活動の場合は対象となります。 なお、本制度は、個人単位でのポイント付与団体の登録は想定しておりませんので、地区社会福祉協議会など、それぞれの活動を取りまとめている団体において、ポイント付与団体の申請を行っていただく必要がございます。

よくある質問（制度に参加される活動団体の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
20	取り組み団体の登録に期限はあるか	参加団体としての登録申請に期限はありません。1年を通して申請いただけます。ただし、制度内容の変更等により申請の受付を終了する場合があります。その際はホームページ等でお知らせします。
21	市の助成金を受けていない老人クラブや仙台市老人クラブ連合会に加入していない老人クラブの活動(仙労連未加入の19人以下の老人クラブ)を対象にしないのはなぜか	本市が代表者の連絡先や活動内容を把握できる老人クラブを対象とするため、仙台市老人クラブ等活動助成金の交付や、仙台市老人クラブ連合会への加入を条件としているところです。
22	本制度の対象となる「市が運営する施設」「市が委託、補助、指定等をしている施設」とはどのようなものか	介護保険指定施設や有料老人ホーム、養護老人ホームなどの高齢福祉施設に加え、「せんだいふれあいガイド」に掲載されている障害者関係施設・団体、児童養護施設、乳児院、市の助成や認証を受けているこども食堂、児童館、図書館などです。 なお、これらの施設であってもポイント付与対象施設となるためには本制度への参加申請が必要です。

よくある質問（制度に参加される活動団体の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
23	地区社協はサロンごとの登録だが、運用をきちんとできればブロック単位での申請も可能か	可能です。その場合は、例えば「〇〇サロン(～～ブロック)」などブロックの違いがわかるように団体名をご申請ください。 ※申請の単位については、 制度説明資料P.29 をご参照ください。
24	町内会としてポイント付与団体の登録(活動区分①)を行っているが、イベント(夏祭りなど)を行う際には、別途活動区分③の登録申請が必要なのか ※活動区分については、 制度説明資料P.11 をご参照ください	町内会の活動(活動区分①)としてイベント等を行われる場合は、活動区分③としての個別の登録申請は必要ありません。
25	子供会や老人会として独自に活動している場合は、どのような申請方法になるか	それぞれの団体ごとに申請が必要となります。
26	【令和8年8月7日追加】 令和8年8月1日から対象となる団体には、7月中旬に二次元コードが送付されているが、8月1日より前に二次元コードを読み込んだ場合、ポイントは付与されるのか	管理システム上、令和8年8月1日より前に二次元コードを読み込んだ場合でもポイントの付与がなされますが、対象団体の拡充はあくまで8月1日からとなりますので、本市で実施しているモニタリングの結果、拡充開始日より前のポイント付与が確認された場合は、対象者にお知らせのうえ、付与ポイントの減額を行うこととなります。

(3) 制度に参加される 市民の皆様へ

よくある質問（制度に参加される市民の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
1	アプリで誤ったポイント数でポイントを 獲得してしまった場合はどうすればよい か	アプリ利用者本人からコールセンターにお問い合わせください。誤って獲得し たポイントの情報(獲得日・獲得ポイント数等)を確認の上、ポイント取消処理を 行います。なお、作業完了までに概ね3営業日ほどお時間をいただいております。
2	アプリの登録をしたいが、スマートフォ ン操作が困難である。対面での操作を サポートしてもらえる窓口はないか	各区役所で実施している杜の都スマホ相談室や、スマホショップの一部店舗に て実施する無料スマホ教室でご説明できる体制を整えております。
3	アプリの新規登録者向けの特典はある か	制度の利用にあたり、スマートフォンの操作などが介護・フレイル予防に効果が 期待できることから、アプリをより多くの方に活用いただくため、アプリ「い ぐすペイ」をダウンロードし、登録を完了した方に500ポイントを付与する「ア プリ『いぐすペイ』登録キャンペーン」を実施しています。詳しくはアクティブシニ ア・ボランティアポイント制度のホームページ等でお知らせいたしますので、こ の機会にぜひご登録ください。

よくある質問（制度に参加される市民の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
4	アプリの登録は無料ですか	アプリへのご登録は無料です。 利用料や決済手数料も不要で無料にご利用いただけます。
5	アプリはどのようにダウンロードするの か。検索ワードはあるか	<iPhoneの方> App Storeにて「いぐすペイ」と検索してください。 <Androidの方> Google Play ストアにて「いぐすペイ」と検索してください。 詳しくは 制度説明資料P.32 をご参照ください。
6	アプリの初期登録時に登録する項目は 何か	氏名(漢字・カナ)、生年月日、性別、郵便番号、住所、介護保険被保険者証番号、 メールアドレス、TEL番号の登録が必要です。この他、任意のパスワードも必要で す。 詳しくは 制度説明資料P.34 をご参照ください。

よくある質問（制度に参加される市民の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
7	参加店舗はどのように確認できるのか	アクティブシニア・ボランティアポイント制度特設ページやアプリで確認が可能です。
8	介護保険被保険者証をなくした場合はどうすればよいのか	毎年6月に仙台市から送付されている介護保険料決定通知書の「通知書番号」も介護保険被保険者証番号と同じ番号となります。 介護保険料決定通知書も紛失された場合は、以下の窓口で、介護保険被保険者証の再発行の手続きをしてください。 (1)区役所 介護保険課 介護保険係 (2)宮城総合支所 障害高齢課 高齢者支援係 (3)秋保総合支所 保健福祉課 福祉係
9	スタンプカードはがきからアプリへ、アプリからスタンプカードはがきへの変更は可能か。可能な場合、二重利用はどう防ぐのか	スタンプカードはがき→アプリへの変更は可能です。 これまでの活動で記録されたはがきや二次元コードがついて送られたはがきは、情報確認のために事務局へ返送いただく必要があります。一連の流れについてはコールセンターよりご案内いたしますので、お問い合わせください。 アプリ→スタンプカードはがきへの変更はできません。 やむを得ない事情がある場合は、コールセンターまでご相談ください。

よくある質問（制度に参加される市民の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
10	ポイントはどのようにして利用できますか	＜アプリ「いぐすペイ」をご利用の方＞ アプリのトップ画面にある「この商品券を利用する」からご利用できます。 詳しい手順については、制度説明資料P.42～P.43をご参照ください。 ＜スタンプカードはがきをご利用の方＞ 所定のスタンプが貯まったスタンプカードはがきを事務局へご郵送いただくと、貯めた分のポイントが付与された二次元コードのはがきが届きます。それを店舗に持参していただくことでご利用できます。 詳しい手順については、制度説明資料P.47～P.48をご参照ください。
11	介護保険被保険者証番号はどのように確認すればよいのか	介護保険被保険者証番号を確認する方法は2つあります。 (1) 介護保険者証にて確認する（65歳に到達する1か月前あたりに郵送されます） (2) 介護保険料決定通知書にて確認する（毎年4月または6月に郵送されます） 詳しくは制度説明資料P.27をご参照ください。
12	スタンプカードはがきでの実績確認のスタンプは、専用のものを使うのか	不正付与防止のため、専用のスタンプを用意しています。

よくある質問（制度に参加される市民の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
13	アプリの初期登録に時間がかかるように見受けられる。団体として、会の運営をスムーズに行うために、スマートフォンを所有している方にもスタンプカードはがきで対応してもよいか。	本制度は、これまでにスマートフォンを使用したことがない方や、スマートフォンは持っていても限定的な使用にとどまっていた方が、これをきっかけにスマートフォンをご活用いただけるようになることを目的のひとつとしています。 アプリのインストールについては、ホームページへ詳細を掲載しているほか、コールセンターのご案内やマニュアルをご参照いただきながらご協力をお願いいたします。 なお、スタンプカードはがきには郵送料も含まれており、想定以上の使用があった場合、事業費が予定より早く上限に達し、制度の早期終了につながる可能性もありますので、アプリの使用にできるだけご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
14	スマートフォンへのインストールができないとの申し出でスタンプカードはがきで対応した方から、「インストールできたので、スタンプカードはがきを返却するのでアプリに付与してほしい」などの申し出があった場合には、対応してもよいか。	参加団体のご判断により、スタンプカードはがきで確認し、回収したうえで、アプリへ付与しても差し支えありません。 (1日に2回分の付与はできないことから、次回活動時にまとめて付与することはできませんので、次回活動日までにご対応いただく必要があります。) なお、回収したはがきは、日付等を修正して再利用していただいても差し支えありません。

よくある質問（制度に参加される市民の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
15	「スマートフォンへのインストールがこの場でできないので、自宅で家族などに手伝ってもらってインストールしてくるので、後でアプリへポイントを付与してほしい」などの申し出があった方に、後でアプリへの付与に対応してもよいか。	参加団体のご判断により、団体が記録を確認したり、団体が仮押し用のカードなどを作って確認するなどして、後でアプリへ付与しても差し支えありません。（1日に2回分の付与はできないことから、次回活動時にまとめて付与することはできませんので、次回活動日までにご対応いただく必要があります。）
16	スタンプカードはがきからアプリへの変更(移行)を希望する場合はどうすればよいか。	アプリ利用者本人からコールセンターにお問い合わせください。移行までの流れをご案内いたします。アプリ移行に際して参加者様はスタンプカードはがきを事務局に返送、すでにアプリ登録済の方は、アプリからログアウトしていただく必要があります。※スタンプカードはがきの余白には「アプリ移行希望であること」と「移行希望メールアドレス」を記載の上、ポスト投函をお願いいたします。 移行作業完了までは、事務局にスタンプカードはがきが到着後、概ね5営業日ほどお時間をいただいております。
17	スマホを使わない方への対応について、1,000ポイント以上たまらないと二次元コードを発行してもらえないとのことだが、来年の2月末時点で1,000ポイント以上たまっていない場合、ポイントの利用はできないのか	2月末日時点で1,000ポイント以上たまっていない場合は、3月の第1週目中にたまった分のスタンプカードはがきを投函し、事務局あてに返送いただくことで、その時点までにたまったポイント分の金額の二次元コードがついたはがきを返送します。 なお、二次元コードがついたはがきが返送されるまで、最短で2週間ほどお時間をいただきますので、余裕を持って投函いただく必要があります。

よくある質問（制度に参加される市民の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
18	スタンプカードはがきが不足した場合はどのようにすればよいか	コールセンターに、登録の団体名や団体ID、必要な枚数をご連絡いただければ、お送りいたします。 なお、スタンプカードはがきには郵送料も含まれており、想定以上の使用があった場合、事業費が予定より早く上限に達し、制度の早期終了につながる可能性もありますので、アプリの使用にできるだけご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
19	スマートフォンを所有しているが、操作の不慣れなどによりスマートフォンへのインストールができない方には、スタンプカードはがきで対応してもよいか	仙台市としては、スマートフォンをお持ちの方にはできるだけアプリをご活用いただくよう推奨しています。 一方で、スタンプカードはがきで対応しなければ活動に支障が生じる場合などは、スタンプカードはがきで対応することもやむをえないと考えます。 なお、スタンプカードはがきには郵送料も含まれており、想定以上の使用があった場合、事業費が予定より早く上限に達し、制度の早期終了につながる可能性もありますので、アプリの使用にできるだけご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

よくある質問（制度に参加される市民の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
20	介護・フレイル予防や地域福祉活動の推進に関するイベントや教室はどういったものが対象になるのか	仙台市や地域包括支援センターなどが主催・共催して行うものが対象になります。 詳しくは制度説明資料P.21～P.22をご参照ください。 例えば、仙台市が共催するアルツハイマーデー記念講演、仙台市が実施する介護予防月間のイベント、地域包括支援センターが実施する介護予防教室、フレイル健診、フレイル予防アウトリーチ支援事業、シニア世代向け健康づくり講座事業などです。
21	個人で河原のごみ拾いをしているが、対象になるのか	どの団体にも属さない個人での活動については、実績確認が困難なため、対象となりません。
22	市(区役所)や地域包括支援センターが主催するものは、誰がポイントを付与するのか	担当課や地域包括支援センターが付与します。

よくある質問（制度に参加される市民の皆様へ）

No.	ご質問	ご回答
23	制度説明資料P.17にある「対象となる活動(例)」に記載されている活動であれば、企画会議や準備活動への参加についてもポイント付与の対象となるのか	「対象となる活動(例)」に記載されている活動であっても、ポイント付与の対象となるのは実際に催しや講座等の当日に参加した場合となり、企画会議や準備活動への参加については対象となりません。 また、各団体の運営上、それぞれの活動の参加者に対し、交通費等の実費弁償に留まらず、謝礼等を支給している場合(有償の場合)は対象となりません。
24	公園愛護協力会と合同で町内会の清掃活動を実施しているが、ポイント付与対象となるのか	町内会の活動として参加する場合は、町内会としてポイント付与を行うことが可能です。 また、公園愛護協力会の活動としてのみ参加する方にポイントを付与する場合は、公園愛護協力会として個別に参加団体の登録を行っている必要があります。